

# 平成19年に所得が減って 所得税が課されなくなった方へ！

## ■税源移譲の年度間の所得変動に係る減額措置について

税源移譲は、個人住民税（町県民税）を増額し、所得税を減額するしくみです。

しかし、平成18年中の退職等により、平成19年中に所得が発生しない方については、税源移譲による所得税の減額が受けられず、住民税だけが増額となってしまいます。

このような場合に、平成19年度の個人住民税を税源移譲前の税率で計算し、個人の税負担額が変わらないようにする経過措置です。

## ■対象者の条件について

平成18年分は、所得税が課税される程度の所得があったが、平成19年分は所得税が課税されない程度まで所得が減少した納税義務者の方が対象です。

ただし、平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在、国内に居住されていない方は、対象となりません。

また、医療費控除額などの人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方は対象となりません。

具体的な対象者の要件については、以下のとおりです。

### 次の①と②の両方の要件を満たす人

- ① 平成19年度住民税課税所得金額 > 人的控除額の差の合計額  
(申告分離課税分除く)
- ② 平成20年度住民税課税所得金額 ≤ 人的控除額の差の合計額  
(申告分離課税分含む)



注1 「課税所得金額」とは、課税対象となる所得のことです。

注2 「人的控除額の差」とは、所得税と住民税との人的控除額の差額です。

## ■減税額の計算方法

(平成19年度住民税額) - (税源移譲以前の計算法による平成19年度住民税額) = 還付税額

## ■申告について

対象者条件を満たす経過措置を受けられる方は、平成19年1月1日現在の住所地の市町村の役場へ、減額申告書を提出する必要があります。

対象者については、平成20年7月1日までに通知する予定です。

**※申告期間 平成20年7月1日から平成20年7月31日まで**

詳細については、住民課税務係へお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】大崎町役場 住民課 税務係 Tel.476-1111 (内線112)**